

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する告示（案）に対する意見公募手続の結果について

令和5年4月12日  
経済産業省  
産業保安グループ  
鉱山・火薬類監理官付

「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する告示（案）」について、令和5年2月27日から3月29日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

なお、本件に係る御意見ではないものにつきましては、個別に回答いたしません。今後の参考にさせていただきます。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	「請負人」を「請負労働者」とする。	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号。以下「厚労省令改正」という。）により粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）に請負人に対する周知などが規定されたため、同様に鉱山保安法施行規則に「請負人」を規定しました。
2	改正後について、違和感は感じません。	御意見ありがとうございます。
3	粉塵が発生し、又は飛散する作業場の定義はあるのか？	「粉じんが発生し、又は飛散する作業場」の定義はございませんが、大気汚染防止法第2条第7項において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいうと規定されております。
4	新設された第10条2の3の掲示場所は、各社の事業形態に合わせて、任意の場所（設備単位や区域単位等）という考え方でよろしいのか？	鉱山保安法施行規則（案）第10条第2号の3に規定する掲示につきましては、厚労省令改正により粉じん障害防止規則に新たに新設された第23条の2（掲示）の規定を踏まえて改正するものです。 粉じん障害防止規則第23条の2の掲示場所について、厚生労働省によれば、見やすい大き

		<p>さ、色、汚れた場合における清掃、見落とし防止のための複数箇所への掲示など現場の実情を踏まえた適切な場所に掲示するという考え方と聞いております。</p> <p>鉱山保安法におきましては、同様に現場の実情を踏まえた適切な場所に掲示することにより鉱山労働者、請負人などに確実に伝わる必要があると考えております。</p>
5	<p>請負人の範囲は誰なのかが明確ではない。また請負人が第何次下請けまで請負人として入るのか？それには外国人は、今回特に言及する女性だけでなく含まれるのか？</p>	<p>電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）や粉じん障害防止規則に規定する請負人は、回数や国籍に関係なく請負人であれば全ての者が対象であり、鉱山保安法施行規則も同様に下請けの回数や国籍に関係なく請負人であれば全ての者が対象となります。</p>
6	<p>放射線に係る業務を外注した際に、それをチェックする機能が明確ではない。</p>	<p>鉱山保安法施行規則では、既に管理区域に立ち入る者の線量をチェックするため、外部放射線に被ばくすることによる線量の測定及び人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定を行うことが定められています（鉱山保安法施行規則第 29 条第 1 項第 13 号）。</p> <p>なお、鉱山保安法施行規則に規定する「管理区域に立ち入る者」には、外注を受注した者を含みます。</p>
7	<p>どのような体制や法の規定に基づいて「請負人」の定義や範囲を定めるのか？</p>	<p>電離放射線障害防止規則や粉じん障害防止規則に規定する請負人は、発注者とある仕事を完成することを約し、その仕事の結果に対して報酬の支払いを受ける者を指します。</p> <p>鉱山保安法も同様に、発注者がある仕事を完成することを約し、その仕事の結果に対して報酬の支払いを受ける者を請負人と言います。</p>
8	<p>誰が違反した場合に罰則等問われることになるのか？元請け業者が管理するのか？</p>	<p>改正後の鉱山保安法施行規則第 10 条及び第 29 条に基づく掲示や周知の措置は、鉱山保安法第 5 条に基づき鉱業権者が講じなければならない措置ですので、これらの措置が行われなかった場合の罰則は、鉱業権者に適用します。</p>